

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局地域共生社会推進部地域福祉推進課】 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 3
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（3件）【都市整備局道路部道路維持課】 6
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 9
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市整備局住宅部住宅管理課】 20
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局健康医療部疾病対策課】 21
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関からの変更の届出【保健福祉局健康医療部疾病対策課】 23
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関からの辞退の届出【保健福祉局健康医療部疾病対策課】 24

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局総務部総務課】 25

北九州市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立福祉会館における使用料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
社会福祉法人 北九州市社会 福祉協議会	北九州市戸畑 区汐井町1番 6号	令和8年4 月1日	令和8年4 月1日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で

北九州市告示第160号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市小倉南区朽網東五丁目1番1号

TOTOアクアテクノ株式会社

本社・小倉工場 TAT総務部長 川本啓二

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市小倉南区朽網東五丁目1番1号

TOTOアクアテクノ株式会社 本社・小倉工場

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	(36)PEV装置 クロムスクラバー
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第63号一ホに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	20m <sup>3</sup> /分

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	6:30~22:00
1日当たりの使用時間	14時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常  
の量及び最大の量並びに汚染状態の通常値及び最大の値

汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常 0.0003 最大 0.0004
水素イオン濃度	通常 2～4 最大 2～4
浮遊物質量 ( $mg$ / $l$ )	通常 0.53 最大 1.2
六価クロム ( $mg$ / $l$ )	通常 0.35 最大 0.44

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後  
の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値並びに当該汚水等の汚染状  
態の通常値及び最大の値

処理施設名 (26) リサイクル排水処理設備

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常 902.29 最大 1429.4	同左
水素イオン濃度	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	同左
化学的酸素要求 量 ( $mg$ / $l$ )	通常 2.8 最大 5.6	同左
浮遊物質量 ( $mg$ / $l$ )	通常 0.5 最大 2.0	同左
クロム含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 0.3 最大 0.5	同左
<sup>りん</sup> 磷含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 0.5 最大 1.0	同左
窒素含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 0.8 最大 2.0	同左
銅含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 0.3 最大 1.0	同左

ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 < 0.15 最大 0.2	同左
ほう素及びその化合物 (mg/l)	通常 1.0 最大 1.2	同左

(5) 排水に関する事項

特定施設から排出される汚水等は排水処理施設で処理後、再利用される。処理施設からの排水は公共下水道に排除されるため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年4月16日から同年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和8年5月7日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	住所			
河内さくら公 園愛護会	北九州市八幡 東区河内一丁 目1番10号	令和8年4月 1日	令和8年4月 1日	令和8年4月 1日から令和 9年3月31 日まで

北九州市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	住所			
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立德力嵐山口自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅北自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場における使用料の徴収及び支出について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事 務取扱者に 公金事務を 委託した日	委託期間
名 称	住 所			
公益社団法 人北九州市 シルバー人 材センター	北九州市小 倉北区片野 新町一丁目 1番6号	令和8年4月 1日	令和8年4 月1日	令和8年4月 1日から令和 9年3月31 日まで

北九州市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、市民センターの使用料の徴収事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

市民センターの名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立老松市民センター	老松まちづくり 連合協議会 会長 門井 豊	北九州市門司区 庄司町4番16号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで
北九州市立清見市民センター	清見まちづくり 協議会 会長 山下洋介	北九州市門司区 清見三丁目1番 1号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで
北九州市立清見市民センター 古城市民サブセンター	古城まちづくり 協議会 会長 増田英司	北九州市門司区 浜町6番25号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで
北九州市立小森江西市民センター	小森江西校区まちづくり自治連 合会 会長 吉 田浩二	北九州市門司区 矢筈町5番42号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで
北九州市立小森江東市民センター	小森江東まちづくり協議会 会 長 中原 稔	北九州市門司区 風師三丁目9番 20号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで
北九州市立白野江市民センター	白野江まちづくり協議会 会 長 望月逸郎	北九州市門司区 白野江二丁目1 3番1号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで
北九州市立大里東市民センター	大里東まちづくり協議会 会 長 佐々木二郎	北九州市門司区 下二十町3番7号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで
北九州市立大里南市民センター	大里南まちづくり協議会 会 長 中園龍一	北九州市門司区 原町別院13番 27号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで
北九州市立大里柳市民センター	大里柳まちづくり協議会 会 長 吉野益生	北九州市門司区 高田二丁目2番 18号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで
北九州市立田野浦市民センター	田野浦まちづくり協議会 会 長 西岡宏文	北九州市門司区 新開6番11号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日 日まで

北九州市立 東郷市民セ ンター	大積校区まちづ くり協議会 会 長 石橋貞男	北九州市門司区 黒川西一丁目3 番26号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 東郷市民セ ンター柄杓 田市民サブ センター	柄杓田まちづ くり協議会 会長 長谷和夫	北九州市門司区 大字柄杓田14 07番地1	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 錦町市民セ ンター	錦町まちづくり 協議会 会長 藤崎孝一	北九州市門司区 清滝三丁目5番 5号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 西門司市民 センター	西門司校区まち づくり協議会 会長 國房照基	北九州市門司区 稲積一丁目3番 2号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 萩ヶ丘市民 センター	萩ヶ丘まちづく り協議会 会長 渡邊 悟	北九州市門司区 大里戸ノ上三丁 目8番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 藤松市民セ ンター	藤松まちづくり 協議会 会長 上西禮治	北九州市門司区 上藤松二丁目3 番31号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 松ヶ江北市 民センター	松ヶ江北まちづ くり協議会 副 会長 古田伸吉	北九州市門司区 大字畑903番 地	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 松ヶ江北市 民センター 伊川市民サ ブセンター	伊川まちづくり 協議会 会長 樋口恵二	北九州市門司区 大字伊川146 2番地1	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 松ヶ江南市 民センター	松ヶ江南校区ま ちづくり協議会 会長 馬場一 榮	北九州市門司区 吉志新町二丁目 1番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 丸山市民セ ンター	丸山まちづくり 協議会 会長 赤野敬一	北九州市門司区 長谷一丁目14 番28号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 足原市民セ ンター	足原校区まちづ くり協議会 会 長 岩村秀喜	北九州市小倉北 区足原二丁目8 番3号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 足立市民セ ンター	足立校区まちづ くり協議会 会 長 佐藤 茂	北九州市小倉北 区宇佐町一丁目 8番15号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 泉台市民セ ンター	泉台校区まちづ くり協議会 会 長 新屋陽一	北九州市小倉北 区真鶴一丁目5 番15号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで

北九州市立 到津市民セ ンター	到津校区まちづ くり協議会 会 長 村上嗣英	北九州市小倉北 区下到津四丁目 3番2号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 井堀市民セ ンター	井堀校区まちづ くり協議会 会 長 佐々木一夫	北九州市小倉北 区井堀三丁目1 5番2号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 今町市民セ ンター	今町校区まちづ くり協議会 会 長 福丸清生	北九州市小倉北 区今町三丁目1 9番2号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 北小倉市民 センター	中井校区北小倉 まちづくり協議 会 会長 廣木 直利	北九州市小倉北 区中井一丁目1 0番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 貴船市民セ ンター	貴船校区まちづ くり協議会 会 長 醒井重政	北九州市小倉北 区白銀一丁目5 番8号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 清水市民セ ンター	清水校区まちづ くり協議会 会 長 富村 修	北九州市小倉北 区弁天町6番5 号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 霧丘市民セ ンター	霧丘校区まちづ くり協議会 会 長 石橋明一	北九州市小倉北 区黒原二丁目3 0番30号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター	小倉中央市民セ ンター運営委員 会 運営委員長 肝付太郎	北九州市小倉北 区堺町二丁目4 番24号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター 藍島市民サ ブセンター	藍島校区まちづ くり協議会 会 長 濱崎 勉	北九州市小倉北 区大字藍島24 3番地の3	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 桜丘市民セ ンター	桜丘校区まちづ くり協議会 会 長 三好 孝	北九州市小倉北 区上富野五丁目 6番21号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 三郎丸市民 センター	三郎丸校区まち づくり協議会 会長 木村年伸	北九州市小倉北 区熊本一丁目1 2番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 寿山市民セ ンター	寿山校区まちづ くり協議会 会 長 佐藤正夫	北九州市小倉北 区大島三丁目1 0番2号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 富野市民セ ンター	富野校区まちづ くり協議会 会 長 梅野秀麻呂	北九州市小倉北 区須賀町6番2 3号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立	中井校区まちづ	北九州市小倉北	令和8年4月1日か

中井市民センター	くり協議会 会長 後藤昭二	区井堀二丁目7番4号	令和9年3月31日まで
北九州市立中島市民センター	中島校区まちづくり協議会 会長 苅北憲佳	北九州市小倉北区昭和町16番2号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立西小倉市民センター	西小倉校区まちづくり協議会 会長 日高 徹	北九州市小倉北区大門一丁目5番2号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立日明市民センター	日明校区まちづくり協議会 会長 渡邊博昭	北九州市小倉北区日明四丁目3番7号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立南丘市民センター	南丘校区まちづくり協議会 会長 梶 務	北九州市小倉北区熊谷一丁目26番15号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立南小倉市民センター	南小倉校区まちづくり協議会 会長 三浦明德	北九州市小倉北区新高田一丁目10番3号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立長行市民センター	長行校区まちづくり協議会 会長 松村信二	北九州市小倉南区徳吉西三丁目3番16号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立企救丘市民センター	企救丘校区まちづくり協議会 会長 佐藤 稔	北九州市小倉南区徳力四丁目17番5号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立北方市民センター	北方校区まちづくり協議会 副会長 吉村元秀	北九州市小倉南区北方二丁目16番10号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立朽網市民センター	朽網校区まちづくり協議会 会長 目良公昭	北九州市小倉南区朽網西三丁目6番39号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立葛原市民センター	葛原校区まちづくり協議会 会長 廣松謙治	北九州市小倉南区葛原本町三丁目4番34号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立広徳市民センター	広徳校区まちづくり協議会 会長 安東吉松	北九州市小倉南区徳力六丁目3番2号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立志井市民センター	志井校区まちづくり協議会 会長 名越雅康	北九州市小倉南区大字志井279番地	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立城野市民センター	城野校区まちづくり協議会 会長 竹村信芳	北九州市小倉南区富士見三丁目1番3号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立曾根市民センター	曾根校区まちづくり協議会 会長 松井清記	北九州市小倉南区中曾根三丁目9番7号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市立 曾根東市民 センター	曾根東校区まち づくり協議会 会長 尾倉義則	北九州市小倉南 区下曾根四丁目 22番3号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 高蔵市民セ ンター	高蔵校区まちづ くり協議会 会 長 神代秀則	北九州市小倉南 区上吉田三丁目 1番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 田原市民セ ンター	田原校区まちづ くり協議会 会 長 角 利昭	北九州市小倉南 区田原三丁目1 6番31号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 徳力市民セ ンター	徳力校区まちづ くり協議会 会 長 久留島慶子	北九州市小倉南 区南方二丁目5 番37号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 長尾市民セ ンター	長尾校区まちづ くり協議会 会 長 藤田比呂志	北九州市小倉南 区長行西一丁目 1番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 貫市民セン ター	貫校区まちづく り協議会 会長 嶋津政美	北九州市小倉南 区西貫一丁目1 1番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 沼市民セン ター	沼校区まちづく り協議会 会長 時枝誠二	北九州市小倉南 区沼緑町四丁目 28番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 東朽網市民 センター	東朽網校区まち づくり協議会 会長 利光 央	北九州市小倉南 区大字朽網12 15番地1	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 東谷市民セ ンター	東谷地区まちづ くり協議会 会 長 田村章憲	北九州市小倉南 区大字木下70 4番地1	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 守恒市民セ ンター	守恒校区まちづ くり協議会 会 長 松岡汲子	北九州市小倉南 区守恒二丁目8 番36号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 湯川市民セ ンター	湯川校区まちづ くり協議会 会 長 村内 実	北九州市小倉南 区湯川一丁目8 番33号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 横代市民セ ンター	横代校区まちづ くり協議会 会 長 小清水栄	北九州市小倉南 区横代東町四丁 目13番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 吉田市民セ ンター	吉田校区まちづ くり協議会 会 長 大口 力	北九州市小倉南 区中吉田六丁目 27番5号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 両谷市民セ ンター	両谷まちづくり 協議会 会長 中村正史	北九州市小倉南 区徳吉南一丁目 6番10号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 若園市民セ	若園校区まちづ くり協議会 会	北九州市小倉南 区若園四丁目1	令和8年4月1日か ら令和9年3月31

ンター	長 大久保孝	番 50号	日まで
北九州市立 青葉市民セ ンター	青葉地区まちづ くり協議会 会 長 今村史子	北九州市若松区 青葉台西一丁目 14番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 赤崎市民セ ンター	小石・赤崎校区 まちづくり協議 会 会長 鈴木 勝	北九州市若松区 西小石町8番2 号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 島郷市民セ ンター	島郷まちづくり 連絡協議会 会 長 古川裕子	北九州市若松区 鴨生田二丁目1 番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 修多羅市民 センター	修多羅地区まち づくり協議会 会長 東脇政博	北九州市若松区 白山一丁目9番 13号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 高須市民セ ンター	高須地区まちづ くり協議会 会 長 志多田宏	北九州市若松区 高須北一丁目1 番2号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 ひびきの市 民センター	ひびきの地区ま ちづくり協議会 会長 西之原 鉄也	北九州市若松区 ひびきの北8番 28号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 深町市民セ ンター	深町校区まちづ くり協議会 会 長 篠原幸枝	北九州市若松区 深町一丁目2番 12号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 藤ノ木市民 センター	藤ノ木校区まち づくり協議会 会長 中嶋繁行	北九州市若松区 赤島町20番1 3号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 二島市民セ ンター	二島校区まちづ くり協議会 会 長 内藤達次郎	北九州市若松区 東二島二丁目7 番3号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 古前市民セ ンター	古前地区まちづ くり協議会 会 長 結城章生	北九州市若松区 古前一丁目28 番23号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 若松中央市 民センター	若松中央校区ま ちづくり協議会 会長 長澤尊 房	北九州市若松区 浜町一丁目1番 2号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 祝町市民セ ンター	祝町まちづくり 協議会 会長 田中慎一	北九州市八幡東 区宮の町二丁目 2番10号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 枝光市民セ ンター	枝光まちづくり 協議会 会長 森本三千雄	北九州市八幡東 区日の出一丁目 5番11号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立	枝光北まちづく	北九州市八幡東	令和8年4月1日か

枝光北市民センター	り協議会 会長 宮田和明	区枝光二丁目8番5号	ら令和9年3月31日まで
北九州市立枝光南市民センター	枝光一区まちづくり協議会 会長 野口康行	北九州市八幡東区中央三丁目9番5号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立大蔵市民センター	大蔵まちづくり協議会 会長 西村 勤	北九州市八幡東区大蔵二丁目1番40号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立尾倉市民センター	尾倉まちづくり協議会 会長 前田賢一	北九州市八幡東区尾倉一丁目15番2号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立尾倉市民センター天神市民サブセンター	尾倉まちづくり協議会 会長 前田賢一	北九州市八幡東区尾倉一丁目15番2号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立陣山市民センター	陣山まちづくり協議会 会長 伊藤憲司	北九州市八幡東区桃園三丁目1番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立高槻市民センター	高槻まちづくり協議会 会長 川崎一司	北九州市八幡東区中畑二丁目5番2号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立高見市民センター	高見まちづくり協議会 会長 伊藤一義	北九州市八幡東区高見二丁目8番20号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立槻田市民センター	槻田まちづくり協議会 会長 林田祐子	北九州市八幡東区松尾町19番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立平野市民センター	平野まちづくり協議会 会長 高田隆一	北九州市八幡東区桃園四丁目1番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立前田市民センター	前田まちづくり協議会 会長 牟田 宏	北九州市八幡東区祇園一丁目5番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立八幡大谷市民センター	八幡大谷まちづくり協議会 会長 畠中聡之	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立青山市民センター	青山まちづくり協議会 会長 野中利郎	北九州市八幡西区青山二丁目1番3号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立赤坂市民センター	赤坂まちづくり協議会 会長 横田弘道	北九州市八幡西区星和町28番26号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立	浅川まちづくり	北九州市八幡西	令和8年4月1日か

浅川市民センター	協議会 会長 舟木ヤス子	区浅川日の峯二丁目1番10号	令和9年3月31日まで
北九州市立穴生市民センター	穴生地区まちづくり協議会 会長 山之上稔	北九州市八幡西区鷹の巣三丁目3番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立池田市民センター	池田まちづくり協議会 会長 永野 浩	北九州市八幡西区茶屋の原一丁目6番3号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立医生丘市民センター	医生丘まちづくり協議会 会長 水ノ江光義	北九州市八幡西区千代ヶ崎一丁目12番15号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立永犬丸市民センター	永犬丸まちづくり協議会 会長 上赤義信	北九州市八幡西区美原町9番2号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立永犬丸西市民センター	永犬丸西まちづくり協議会 会長 石倉廣夫	北九州市八幡西区永犬丸西町四丁目21番13号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立大原市民センター	大原まちづくり協議会 会長 白砂 稔	北九州市八幡西区上上津役三丁目21番21号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立折尾西市民センター	折尾西まちづくり協議会 会長 木村栄久	北九州市八幡西区日吉台一丁目22番20号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立折尾東市民センター	折尾東まちづくり協議会 会長 茂岡重男	北九州市八幡西区光明二丁目2番50号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立香月市民センター	香月まちづくり協議会 会長 中村 凪	北九州市八幡西区香月中央一丁目7番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立香月市民センター香月西部市民サブセンター	香月まちづくり協議会 会長 中村 凪	北九州市八幡西区香月中央一丁目7番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立楠橋市民センター	楠橋まちづくり協議会 会長 月守 博	北九州市八幡西区馬場山緑7番41号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立熊西市民センター	熊西まちづくり協議会 会長 尾石成人	北九州市八幡西区幸神四丁目3番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北九州市立黒畑市民センター	黒畑校区まちづくり協議会 会長 松永富士雄	北九州市八幡西区幸神三丁目4番3号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市立 黒崎市民セ ンター	黒崎まちづくり 協議会 会長 平山 祿祐	北九州市八幡西 区藤田四丁目 1 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 上津役市民セ ンター	上津役まちづく り協議会 会長 松永一男	北九州市八幡西 区上の原二丁目 2 番 1 6 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 木屋瀬市民セ ンター	木屋瀬校区まち づくり協議会 会長 福原 武	北九州市八幡西 区木屋瀬東一丁 目 1 2 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 陣原市民セ ンター	陣原まちづくり 協議会 会長 秋吉泰志	北九州市八幡西 区陣原三丁目 2 3 番 9 - 1 0 1 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 竹末市民セ ンター	竹末まちづくり 協議会 会長 善明英喜	北九州市八幡西 区若葉一丁目 7 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 千代市民セ ンター	千代まちづくり 協議会 会長 鶴井謙治	北九州市八幡西 区千代二丁目 2 7 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 筒井市民セ ンター	筒井まちづくり 協議会 会長 田中敏博	北九州市八幡西 区山寺町 6 番 3 0 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 塔野市民セ ンター	塔野まちづくり 協議会 会長 有本好男	北九州市八幡西 区塔野一丁目 3 番 2 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 中尾市民セ ンター	中尾まちづくり 協議会 会長 桑園英樹	北九州市八幡西 区三ヶ森四丁目 6 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 鳴水市民セ ンター	鳴水まちづくり 協議会 会長 向井浩義	北九州市八幡西 区東鳴水二丁目 4 番 1 6 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 則松市民セ ンター	則松まちづくり 協議会 会長 梶原静夫	北九州市八幡西 区則松二丁目 9 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 引野市民セ ンター	引野まちづくり 協議会 会長 野中悦子	北九州市八幡西 区別所町 9 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 星ヶ丘市民セ ンター	星ヶ丘校区まち づくり協議会 会長 黒岩文人	北九州市八幡西 区大字笹田 9 2 0 番地 8	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 本城市民セ ンター	本城校区まちづ くり協議会 会 長 小田廣幸	北九州市八幡西 区本城一丁目 1 5 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市立 光貞市民セ ンター	光貞まちづくり 協議会 会長 篠原廣一郎	北九州市八幡西 区浅川学園台二 丁目23番2号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 八児市民セ ンター	八児まちづくり 協議会 会長 宇高秀三	北九州市八幡西 区町上津役東一 丁目17番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 八枝市民セ ンター	八枝まちづくり 協議会 会長 平島俊二	北九州市八幡西 区八枝三丁目8 番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 浅生市民セ ンター	浅生まちづくり 協議会 会長 隈井孝義	北九州市戸畑区 浅生二丁目13 番7号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 一枝市民セ ンター	一枝まちづくり 協議会 会長 堀渕 正	北九州市戸畑区 一枝一丁目8番 1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 大谷市民セ ンター	大谷まちづくり 協議会 会長 石坂幸三	北九州市戸畑区 東大谷二丁目2 番44号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 鞆ヶ谷市民 センター	鞆ヶ谷まちづく り協議会 会長 大永直樹	北九州市戸畑区 西鞆ヶ谷町3番 17号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 沢見市民セ ンター	沢見まちづくり 協議会 会長 橋本民夫	北九州市戸畑区 小芝二丁目1番 4号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 三六市民セ ンター	三六地区まちづ くり協議会 会 長 井手國昭	北九州市戸畑区 小芝三丁目12 番2号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 天籟寺市民 センター	天籟寺まちづく り協議会 会長 南 英明	北九州市戸畑区 夜宮二丁目4番 15号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 中原市民セ ンター	中原校区まちづ くり協議会 会 長 竹内万司	北九州市戸畑区 中原西三丁目2 番1号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 西戸畑市民 センター	西戸畑まちづく り協議会 会長 今泉孝子	北九州市戸畑区 南鳥旗町3番1 7号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 東戸畑市民 センター	東戸畑まちづく り協議会 会長 廣松克美	北九州市戸畑区 千防三丁目1番 12号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 牧山市民セ ンター	牧山まちづくり 協議会 会長 横田健治	北九州市戸畑区 牧山四丁目1番 22号	令和8年4月1日か ら令和9年3月31 日まで
北九州市立 牧山東市民	牧山東まちづく り協議会 会長	北九州市戸畑区 新川町3番25	令和8年4月1日か ら令和9年3月31

センター	篠原伸憲	号	日まで
------	------	---	-----

北九州市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市営住宅及び北九州市営住宅駐車場の使用料の収納事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	住所			
北九州市住宅供給公社	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第166号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

1 医科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
畠山整形外科スポーツクリニック	北九州市小倉北区上到津四丁目2番24号	令和8年4月1日
医療法人清家渉クリニック	北九州市八幡西区則松一丁目6番17号	令和8年4月1日
医療法人おくながクリニック	北九州市八幡西区山寺町2番10号	令和8年4月1日
さかいメディカルクリニック	北九州市八幡西区山寺町11番8号	令和8年4月1日

2 歯科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
医療法人しなり足立の森歯科クリニック	北九州市小倉北区妙見町1番20号	令和8年4月1日
津田歯科医院	北九州市小倉北区京町一丁目2番7号2階	令和8年4月1日

3 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
株式会社大賀薬局萩原2号店	北九州市八幡西区萩原一丁目8番15号	令和8年4月1日
サンアイ調剤薬局上津役店	北九州市八幡西区上上津役二丁目13番1号	令和8年4月1日
サンドラッグ戸畑天神薬局	北九州市戸畑区天神一丁目12番5号	令和8年4月1日
コスモス調剤薬局千代ヶ崎店	北九州市八幡西区千代ヶ崎三丁目6番20号	令和8年4月1日

4 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションLino	北九州市小倉南区中吉田一丁目20番21-403号	令和8年4月1日
看護クラーク八幡西訪問看護ステーション	北九州市八幡西区浅川学園台三丁目18番1-202号	令和8年4月1日
ソフィアメディ訪問看護ステーション八幡西	北九州市八幡西区本城一丁目12番27号	令和8年4月1日

訪問看護ステーション ウェルビーイング	北九州市八幡西区馬場山緑1番5号	令和8年4月1日
まごころ訪問看護ステーション	北九州市小倉南区上葛原二丁目2番25号オフィスパレア小倉南ⅡB2	令和8年4月1日
アイビー訪問看護ステーション	北九州市小倉北区高峰町17番10号	令和8年4月1日
訪問看護ステーション むぎ	北九州市小倉北区足立二丁目3番37号	令和8年4月1日
ソエルガーデン小倉南 訪問看護	北九州市小倉南区中曾根東一丁目1341番地1	令和8年4月1日

北九州市告示第167号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から変更の届出があったので、同法第24条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

診療所の名称の変更

指定医療機関の名称		指定医療機関の所在地	変更年月日
旧	医療法人住田病院	北九州市若松区大字蟹住1435番地	令和8年4月1日
新	医療法人すみだ会 こころの杜ホスピタル		

北九州市告示第168号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第20条の規定により指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第24条第3号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
クラウン薬局	北九州市小倉南区徳力四丁目15番5号	令和8年2月28日

## 北九州市公告第271号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月16日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市本庁舎他1箇所電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和8年7月1日から同年12月31日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所庁舎

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話０９３－５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を伝えた上で、令和８年５月７日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市総務市民局総務部総務課

イ 期間 公告の日から令和８年５月２６日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで並びに同月２７日の午前９時から午前１１時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 実施しない。

##### (4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和８年５月７日午後５時までに競争参加の申出書を北九州市総務市民局総務部総務課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第１号アの場所に書留郵便により、令和８年５月７日午後５時まで必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第１号アの場所に書留郵便により、令和８年５月２６日午後５時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市役所本庁舎地下２階第２入札室

イ 日時 令和８年５月２７日午前１１時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の１００分の５以上。ただし、契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2013

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Power supply to Kitakyushu City Hall and Kokurakita Ward Office.

(2) Deadline of Tender (by hand)

11:00a.m. May 27, 2026

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. May 26, 2026

(4) For further information, please contact:

General Affairs Division, General Affairs Department,

General and Civic Affairs Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8501 Japan TEL 093-582-2013